

議員提出第1号議案「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に
関する条例の一部を改正する条例」の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び静岡県議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成26年3月3日

静岡県議会議長 中谷 多加二 様

提出者 静岡県議會議員

天	野	一
野	澤	義 雄
前	林	孝 一 良
中	澤	通 訓
宮	城	也 寸 志
中	沢	公 彦

(提案理由)

消防団活動に協力する事業所等を有する法人等を支援し、円滑かつ安定的な消防団活動の確保を図るため、当該法人等が行う事業に対する事業税に係る特例の適用期間を延長するほか、必要な改正を行うものである。

(別紙)

議員提出第1号議案

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（平成23年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法人の事業税の不均一課税)</p> <p>第3条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する各事業年度において、<u>県税条例附則第19項又は第20項の規定の適用を受ける法人及び附則第22項の規定の適用を受ける法人の基準日の属する事業年度の事業税の額は、<u>県税条例附則第19項、第20項及び第22項の規定にかかわらず、それぞれ県税条例附則第19項若しくは第20項の規定又は附則第22項の規定を適用して計算した金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が10万円を超える場合には、10万円）を控除して得た金額とする。</u></u></p> <p>(個人の事業税の不均一課税)</p> <p>第4条 平成24年及び平成25年の各年において、<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の49の13の規定の適用を受ける個人の基準日の属する年に係る事業税の額は、<u>県税条例第3条の規定にかかわらず、法第72条の49の13第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が10万円を超える場合には、10万円）を控除して得た金額とする。</u></u></p>	<p>(法人の事業税の不均一課税)</p> <p>第3条 平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度において、<u>県税条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける法人及び<u>県税条例附則第19項</u>の規定の適用を受ける法人の基準日の属する事業年度の事業税の額は、<u>県税条例附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、それぞれ県税条例附則第17項若しくは第18項の規定又は<u>県税条例附則第19項</u>の規定を適用して計算した金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が10万円を超える場合には、10万円）を控除して得た金額とする。</u></u></p> <p>(個人の事業税の不均一課税)</p> <p>第4条 平成24年から平成27年までの各年において、<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の49の17の規定の適用を受ける個人の基準日の属する年に係る事業税の額は、<u>県税条例第3条の規定にかかわらず、法第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額からその2分の1に相当する金額（当該金額が10万円を超える場合には、10万円）を控除して得た金額とする。</u></u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。